

令和5年10月16日（月）から22日（日） 秋の火災予防運動を実施します！

【秋の火災予防運動】

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」を全国統一防火標語とし、県下一斉に令和5年10月16日（月）から22日（日）までの7日間、「秋の火災予防運動」を実施します。

各種行事（消防展等）

10月8日	11:00~14:00	イオンモール下田防災フェス
10月10日、11日	09:00~12:00	小中野消防防災展（小中野ショッピングプラザ）
10月14日	09:00~12:00	階上岳防火キャンペーン（フォレストピア階上駐車場）
10月21日、22日	10:00~13:00	玉姫グループ防災広場（売市玉泉院）
10月22日	09:00~12:00	ユニバース八戸ニュータウン店防災広場
10月24日、25日	09:00~12:00	八戸市水産科学館マリエント消防展

当消防本部令和5年秋の火災予防運動チラシ

令和5年 秋の火災予防運動

10/16 月 ~ 10/22 日

火を消して 不安を消して つなぐ未来

2023年度 全国統一防火標語

秋の火災予防運動

10月16日から22日までの一週間、秋の火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたって、住民の皆様に対火防災意識や防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生を防止、万一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的として行います。

暖房器具の火災に気を付けましょう！

これからの季節は寒さが一層増し、どのご家庭でも暖房器具を使用する機会が増えると思います。暖房器具には、石油ストーブや電気ストーブ、ファンヒーター等がありますが、毎年、この時期に多い火災原因がこれらの暖房器具によるものです。その多くは「誤使用・不注意」などにより発生しています。安全な取り扱い方法をしっかりと身につけ、寒い時期を安全に過ごしましょう。

暖房器具の火災を防ぐポイント

- 使用する前には必ず清掃・点検する
- 衣類、布類など燃えやすいものの近くで使わない
- 燃る時や外出する時は火を消す
- 給油は必ず火を消してから行う
- 給油タンクのふた、口金をきちんと締める

住宅用火災警報器は 10年を目安に取替えましょう！

住宅用火災警報器がきちんと動くようにするには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器が正常に作動するよう、定期的な点検を行い、10年を目安に交換しましょう。

モバイルバッテリー等の火災に気を付けましょう！

スマートフォンやモバイルバッテリー等に使われているリチウムイオン蓄電池の火災が増加傾向です！PSEマークが付いている製品を選び、取扱説明書をよく読んで使用し、膨張や発熱などの異常がある場合は使用するのをやめましょう。不要になったものは、地域のごみ捨て・回収ルールに従って処分しましょう。

リチウムイオン蓄電池の火災を防ぐポイント

- 外部から強い衝撃を与えない
- 高温下で使用・放置しない
- 廃棄の際は家電量販店などのリサイクル回収ボックスもあります

リチウムイオン蓄電池使用製品の具体例
PSEマーク
PS E
モバイルバッテリー
加熱式たばこ
携帯ゲーム機

消防車出動の問い合わせ 令和5年7月から番号が変わりました！
消防情報案内 ☎ 050-5536-5985

八戸地域広域市町村農事協組合消防本部・消防署 / 八戸地域防災協会
 お問い合わせ先: 消防本部 予防課 TEL 0178-44-2133

※八戸地域内の消防団は、八戸市、三戸町、三戸町、田子町、南郷町、龍ヶ崎町、新郷町、秋田県内10市町村です。

全国統一防火標語

「火を消して 不安を消して つなぐ未来」



防災フェスタ 2023 消防図画コンクール

【最優秀賞】八戸地域防災協会会長賞

一日市保育園幼年消防クラブ やなぎまち ゆいさん

防災戦士ダッシュ119からのお願い



住宅用火災警報器



八戸地域防災協会



八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部



住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣



1 寝たばこは絶対にしない、させない

2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

3 こんろを使うときは火のそばを離れない

4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策

1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

【消防用設備等の点検について】

防火対象物の関係者は、消火器等の消防用設備等を定期的に点検し、その結果を、飲食店や物品販売店舗等の特定用途防火対象物は**1年に1回**、事務所や工場等の非特定防火対象物は**3年に1回**、管轄する消防署長あてに報告する必要があります。

消防用設備等を定期的に点検し維持管理することは、防火対象物や防火対象物に出入りする方々の命を守るために必要なことです。忘れずに提出しましょう。

様式は、当消防本部のホームページからダウンロードできます。

また、**提出は郵送や電子メールでも可能**です。郵送の際は、消防用設備等点検結果報告書2部（正・副）を、切手付きの返送用封筒を同封の上、送付してください。電子メールの際は、事前に管轄の消防署に電話連絡後、送付してください。



■お問い合わせ先■

八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部予防課

TEL : 0178-44-2133 / FAX : 0178-44-1196

